

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請について

青森市本町地区周辺の飲食店において、感染が急速に拡大している状況を踏まえ、
感染拡大の封じ込めを図るため、営業時間短縮の協力要請を実施します。

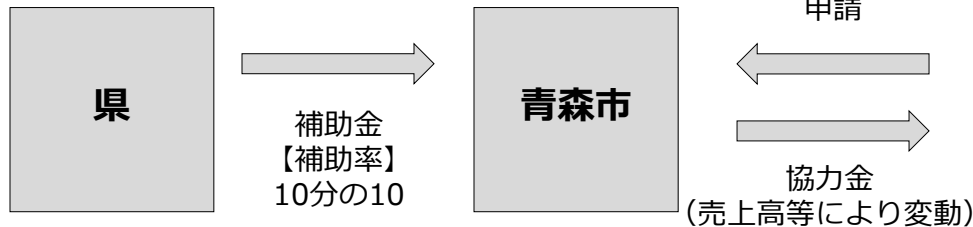
(新型インフルエンザ等対策特別措置法 第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請)

1. 対象期間	令和3年4月27日(火) 0時から 令和3年5月9日(日) 24時まで ※ 感染状況によっては変更することがあり得る
2. 対象施設	食品衛生法第52条に定める飲食店営業許可を受けている以下の施設 ① 接待を伴う飲食店 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗) ② 酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)
3. 対象区域	青森市繁華街(本町1丁目～5丁目、橋本1丁目) ※ 国道4号線北側・柳町通り東側・平和公園通り西側に囲まれた地区
4. 要請内容	5時から21時までの時間短縮営業

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金

青森市繁華街を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年4月27日（火）0時から令和3年5月9日（日）24時までの間、5時から21時までの営業時間短縮の協力要請について、感染防止対策を徹底した上で、全期間、全面的に御協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金」を支給します。

【①実施スキーム】



青森市繁華街※1で食品衛生法第52条に定める飲食店営業許可を受けている施設※2,3を運営し、下記の【②対象となる要件】を満たした事業者

- ※1 本町1丁目～5丁目、橋本1丁目
(国道4号線北側・柳町通り東側・平和公園通り西側に囲まれた地区)
- ※2 接待を伴う飲食店
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)
- ※3 酒類を提供する飲食店 (カラオケ店等を含む)

【②対象となる要件】

令和3年4月26日（月）以前から開業しており、令和3年4月27日（火）0時から令和3年5月9日（日）24時までの期間、5時から21時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。

- ※ 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底すること。
- ※ 従前より5時から21時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外。

【③支給額の単価】

※ 中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可 ※ 協力金の支給額は、1施設当たり1日単価×13日間		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～8万3333円	8万3333円～25万円	25万円～
中小企業者	A 売上高による方法	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金の額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額		
大企業 (B 売上高減少額による方法)				

【参考】 営業時間短縮の協力要請に係る対象区域

青 森 港

青森駅

青森ベイブリッジ

青森警察署

新町通り

柳町通り

至 弘前方面

対象区域

**本町1丁目～5丁目、
橋本1丁目**

平和公園通り

至 浅虫方面

国道4号

青森市役所

観光通り